

# 指定居宅介護支援運営規程

(事業の目的及び運営の方針、事業所の名称、所在地)

第1条 指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものであり、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。事業の運営に当たっては、市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

事業所の名称 特別養護老人ホームあじさい園

所在地 奈良市茗荷町 808 番地 1

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第2条 常勤の介護支援専門員 2 名以上（うち 1 名管理者と兼務）及び管理者（主任介護支援専門員）を 1 名置く。

(営業日及び時間)

第3条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

(2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容、利用料及びその他の費用の額)

第4条 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。又、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基本として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得るものとする。利用者又はその家族等に対し、複数の事業所の紹介をするよう求めることができる等の説明を行い、理解を得るものとする。

加えて、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前 6 月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総

数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合には、他の居宅介護支援事業者を紹介する等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証（資格者証を含む。以下同じ）によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。又、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう利用申込者を援助しなければならない。  
指定居宅介護支援事業者は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する1か月前にはなされるよう、利用者に対して必要な援助をしなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
- 7 ①指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとする。  
②前号に掲げるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及びその家族に対し、当該サービス内容及び利用料の金額に関して説明を行い、その同意を得なければならない。
- 8 指定居宅介護支援事業者は、行った指定居宅介護支援について前項第1号の利用料の支払いを受けた場合には、当該費用の額等を記載した指定居宅介護支援提供記録書を利用者に対し交付しなければならない。
- 9 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通

知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

- 10 指定居宅介護支援事業者は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。又、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者が理解しやすいように援助を行わなければならない。

指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

- 11 相談場所としては、本人、家族の都合により場所を設定するか、あじさい園内においては、相談室にて行う。
- 12 課題分析方法は居宅サービス計画ガイドライン（全社協方式）とする。
- 13 サービス担当者会議等の実施については、居宅サービス計画原案等に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めることとする。
- 14 訪問回数は月 1 回とする。ただし、状況により回数を増やす。
- 15 著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすること等によりケアマネジメントプロセスを簡素化することができる。
- 16 介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

（事故発生時の対応）

第 5 条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第6条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村の行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第7条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(医療と介護の連携)

- 第8条 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬の状態等、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について主治の医師等に必要な情報伝達を行う。
- 2 平時からの医療機関との連携促進として利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない、またこの意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付する。
  - 3 入院時における医療機関促進として居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して、入院時に担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

- 第9条 指定居宅介護支援事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年1回以上）
  - (4) 前3号に掲げる設置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定）

- 第10条 事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。（年1回以上）
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

- 第11条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（身体拘束）

- 第12条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

を記録するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、以下とする。

通常の事業の実施地域

田原地区	大柳生地区	柳生地区	興東地区
曙光町	大平尾町	邑地町	須川町
大野町	大柳生町	大保町	下狭川町
沓掛町	阪原町	興ヶ原町	
比瀬町	大慈仙町	北野山町	
須山町	忍辱山町	丹生町	
柚ノ川町		柳生下町	
誓多林町		柳生町	
田原春日野町			
中貫町			
長谷町			
中ノ庄町			
日笠町			
水間町			
南田原町			
茗荷町			
矢田原町			
横田町			
和田町			
別所町			

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行う、常にその改善を図ることとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 事業所は、従業員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年3回

3 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

6 事業者、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成11年10月1日より施行する。

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

この規程は、平成18年9月1日より施行する。

この規程は、平成25年10月2日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行とする。

この規程は、令和3年9月1日より施行とする。

この規程は、令和6年4月1日より施行とする。